

別表 1 (第 3 条関係)

- 1 組合員の資格の得喪及び被扶養者の認定に係る事務
- 2 短期給付の決定及び支払に係る事務
- 3 長期給付の請求に係る事前審査及び進達に係る事務
- 4 年金加入期間確認通知書発行に係る事務
- 5 人間ドック等の健康保持・疾病予防事業の実施に係る事務
- 6 貸付の決定及び交付に係る事務
- 7 貸付に係る保険金の請求に係る事務
- 8 一般財団法人大阪府職員互助会の行う給付等の実施に係る情報提供事務
- 9 前各号に付随する事務
- 10 その他短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施するために必要な事務